

マージン率等に係る情報提供

株式会社 五徳
許可番号 派 14-301415

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象：令和6年度(2024年7月～2025年6月))

記

- 令和7年6月1日付け派遣労働者数 14人
- 令和6年度 派遣先事業所数(実数) 3件
- 令和6年度 労働者派遣に関する料金の平均額 33,112円
(1日当たりの料金額(8時間労働として計算))
- 令和6年度 派遣労働者の賃金の額の平均額 23,178円
(1日当たりの賃金額(8時間労働として計算))
- 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合
30.0%
- 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
キャリアコンサルティングの相談窓口 橋本幸男 TEL045-392-3336

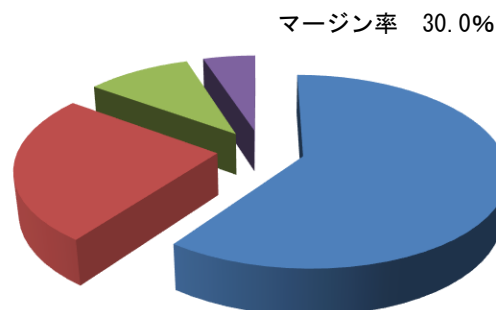
訓練の内容	対象者	方法	費用負担	賃金支給
新規採用者訓練	新規対象者	OFF-JT	無償	有給
配管設計・レイアウト	全ての労働者	OJT	無償	有給
要素技術訓練	全ての労働者	OJT	無償	有給

7 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

弊社マージン部分については、下記のとおり法定福利費、教育訓練、年次有給休暇等弊社の運営経費等を含んだものです。

マージン率等の内訳

- 賃金
- 法定福利費(労働・社会保険等)
- 教育訓練費等
- 運営費等



8 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

☐ 労使協定を締結している

- ・ 協定労働者の範囲 : 派遣先でエンジニア業務に従事する従業員
- ・ 協定書の有効期間終期 : 令和 10 年 3 月 31 日